

基準 B. 学生の多様化への対応

B-1 多様化する学生へのきめ細やかな指導「メンタル面で問題を抱える学生への支援」

《B-1 の視点》

B-1-① 学生相談による支援の充実

(1)B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2)B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、そして学内の環境改善及び危機管理に寄与するものであると考えて取り組んでいる。とくに平成 27(2015)年度には次のような 2 つの相談・支援機関を設置し、本学の各部署等と密に連携しながら、丁寧な支援を進めてきた。その 2 つの機関の位置づけと活動内容及び状況は以下のとおりである。

①教育相談所・・・教務部所属

- ・学生に対するカウンセリング
- ・保護者に対するカウンセリング
- ・教職員に対するカウンセリング
- ・学生のカウンセリング等について、教職員及び保護者への助言や援助
- ・当該学生についての情報収集（学内の他部署や学外の関係機関との連携）
- ・心理検査等の分析及びフィードバック
- ・ハラスメント事案等の窓口としての機能
- ・身体障害や発達障害等の障害を持つ学生のカウンセリング
- ・当該学生の保護者との面接
- ・当該学生に関わる教職員との情報交換、その教職員への助言
- ・当該学生への様々なスキルトレーニングの提供
- ・当該学生の就職等進路支援（本学の就職部や学外の就労支援関係機関との連携）
- ・特別支援学校教員免許取得希望学生の様々な演習活動
- ・附属幼稚園において、障害を持つ園児の保育観察や療育
- ・当該園児の保護者との面接
- ・当該園児に関わる教職員への助言や援助

②修学支援室（障害学生支援室：通称「ほっとルーム」）・・・学生部所属

- ・障害を持つ学生の学習や生活等修学についての支援全般
- ・障害のために休学や中途退学が危惧される学生の修学支援
- ・障害を持つ学生同士の交流の場としての機能
- ・授業や大学生活に馴染みにくい学生の休息の場としての機能
- ・入学試験や入学ガイダンス時の個別支援、学生の出身校との個別情報交換

【エビデンス集 資料編】 資料 B-1-1

(3)B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生相談は、ここ数年で体制を整え、利用者が圧倒的に増加した。それに加えて、平成 28(2016)年 4 月からの「障害者差別解消法」実施に先がけ、様々な障害を持つ学生に対する相談機能や支援機能を充実させるため、修学支援室の活動に重点を置きはじめている。私立大学では「努力義務」とみなされる合理的配慮規定や取り組み要領の策定等も検討中であり、今後はさらに丁寧で行き届いた相談及び支援体制を構築し、支援の質を高めるように努めていく。

[基準 B の自己評価]

学生相談の件数は増加の一途をたどり、学生自身が来談するだけでなく、利用者の幅も広がり、保護者や教職員等も来談している。また、学内の各部署や学外の医療機関等、関係機関との連携数も年々増加している。ちなみに平成 27(2015)年度の利用件数は 612 件である。これは平成 24(2012)年度の 1.5 倍であり、急増していることがわかる。

相談内容についても変化が見られ、多岐にわたっている。学業やクラブ活動等修学についての相談、対人関係や自己理解についての相談がとくに多いのだが、最近では家庭環境や学外生活についてのもの、発達障害に関連したものがかなり増えている。

このように利用者が増えて、活動内容も幅広いことは、学生相談による支援の充実を示しているとともに、本学が目指す「一人ひとりを大切にす教育」を学生相談及び支援の体制が支えていることの証しである。